

三重の風土を活かしたアドベンチャーツーリズム調査事業業務委託仕様書

1 業務名

三重の風土を活かしたアドベンチャーツーリズム調査事業業務委託

2 事業目的

世界のアドベンチャーツーリズム市場規模は、2018年には5,863億米ドル（約62兆円）であり、2026年に1兆6,267億米ドル（約173兆円）、平均成長率は13.3%と推測されており、世界的にツーリズム産業をけん引していくと考えられている。自然豊かな観光地を訪れるアドベンチャーツーリズムを楽しむ旅行者は、富裕層の割合が高く、地域での滞在日数が平均14日間以上で、一人当たりの消費額は一般的な旅行者と比べて約2倍であるなど、地域への経済効果が高い。

近年、日本においても注目されるアドベンチャーツーリズム（以下、ATという。）は、自然の中でのアクティビティや文化体験を通じて自分の内面が変わるような新たな体験を求める旅のスタイルで、「アクティビティ」「自然」「文化体験」の3つの要素のうち、2つ以上を組み合わせた旅行形態と定義される。

本県には、伊勢神宮、世界遺産の熊野古道、海女などの歴史文化や2つの国立公園（伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園）と2つの国定公園（鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園）があり、優れた自然の風景地として親しまれており、自然や文化資源が数多くある本県の風土とATは、親和性が高いことから、本県でATの取組を進めることは、新たな滞在価値を創出し、地域の持続的な観光振興に大きなインパクトを持つことが見込まれる。

そこで、今年度は、本県におけるAT普及のポテンシャル、既存事業者の取組、先進地の取組、本県ならではのAT展開のための取組方針や具体的な施策方向など、本県ならではの風土を活かしたAT展開を図るための方向性を探る調査事業を実施し、次年度以降、ATを通じ、地域への滞在価値の創出と経済波及効果が高い施策実施につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

（1）三重の風土とATとの親和性の考察

- 三重の風土（三重県の地理、自然、文化、歴史、生活、食等）の特徴を、独自性という視点で整理し、ATとの親和性について考察すること。
- 三重の風土の調査・整理に際しては、三重県立総合博物館、国立公園管理事務所などへの協力を依頼するなど、学術的な背景・根拠を明確にしつつ考察を行うこと。

（2）県内のATに関連する既存取組の現状調査

- 本県では、エコ・ツーリズムや自然アクティビティの普及により、ATに関連する既存取組が多く存在すると考えられるため、ATとして再定義できそうな、以下の既存取組等について、適宜、地域や分野ごとに、網羅的に把握を行うこと。

- コンテンツ提供事業者、自然・文化体験に造詣の深い人材やガイド、事業者間のネットワーク、ローカルイベント、ローカル専門誌、ローカルコミュニティ、情報発信拠点 等
- 上記の既存取組等の関係者に対し、以下の内容についてヒアリング調査等を行うこと。
A Tの認知度、自分たちの取組をA Tとして再定義することのメリット、多言語対応の可否、二次交通（アクセス）の確保状況、現在の販売方法、現在の課題、支援ニーズ 等
 - 上記の既存取組等の把握を行った結果をもとに、（1）の三重の風土とA Tの親和性に関する考察も踏まえ、県内において特に戦略的にA Tの普及展開に適していると思込まれるカテゴリーを重点取組分野として3分野ほど設定すること。

（3） 全国の先進地におけるA Tの展開に関する現状調査

- 先進的にA Tに取り組む都道府県について、以下の点を中心に現状把握を行うこと。
A Tの取組開始時期、コンテンツの特徴、ターゲット、ブランディングコンセプト、プロモーション方法、推進体制、施策内容、支援内容、現状の課題 等
- 上記、現状把握については、ヒアリングのみならず、先進地が実施する施策へのオブザーバー参画や、先進地のA Tコンテンツの現場の視察等によるなど、実際の国内A Tの関係者の動向や生の声、実施状況を体感したうえでのレポートとしてまとめられるような方法により行うこと。

（4） 本県ならではのA T展開の取組方針・施策方向の整理とリーフレットの製作

- 本県ならではのA T展開を図るため、（2）で設定した重点取組分野ごとに、（3）で調査した他の先進地と差別化を図りつつ、本県独自のA T展開の取組方針を整理すること。
- 取組方針の整理には、以下の内容を含むこと。
ターゲット、重点取組分野ごとのコンテンツの特徴、ブランディングコンセプト、プロモーション方法、推進体制、販路開拓、受入体制の充実 等
- 上記の取組方針に沿った効果的な施策方向を提案すること。
- 上記の施策方向の提案に際しては、他の先進地が行っている施策を参考にしつつ、本県の取組方針にマッチした内容の施策方向を提案すること。
- 上記の取組方針の整理及び施策方向の提案にあたっては、A Tに造詣が深い有識者の意見ヒアリングを行ったうえで行うこと。
- 上記の取組方針に沿ったブランディングコンセプトや、重点取組分野ごとのコンテンツなど本県ならではのA T展開を紹介するリーフレット（1,000部）を製作すること。

【提案ポイント】

本県独自のA T展開の取組方針として、他の先進地域と差別化するのに、ふさわしいブランディングコンセプトのアイデアをいくつか提案すること。

(5) 本県が目指すべきA Tの取組方針を踏まえた勉強会の実施

- 今年度まとめるA Tの取組方針と次年度以降の施策方向の提案を踏まえ、次年度以降のA Tの普及促進の推進について、関係者間の連携強化と機運の醸成を図るため、関係市町、観光協会、DMO、コンテンツ提供事業者、観光事業者等を集めて、A Tに関する勉強会を1回実施すること。
- 勉強会では、A Tに関する基調講演、有識者・先進地のA T関連事業者を迎えたトークセッション、コンテンツ提供事業者等による既存取組等の事例発表などで構成すること。
- 勉強会の開催に際しては、A T普及促進・機運醸成のメッセージを的確に伝えるのにふさわしいような実施場所・会場、実施内容、周知方法、参画者選定等の企画を行うこと。

5 完了報告

業務完了後、遅延なく下記の書類を添えて完了報告を行い、検査を受けること。

(1) 完了報告書1部(完了報告書には以下の内容を含むこと)

- 4 (1) 三重の風土とA Tとの親和性の考察に係る取りまとめ結果。
- 4 (2) (3) 県内および先進地のA Tに関連する既存取組の現状調査を仕様書のポイント押さえてとりまとめること。
- 4 (4) 本県ならではのA T展開を紹介するリーフレット(1,000部)
- 4 (4) (5) 本県が目指すべきA Tの方針案を踏まえた勉強会の実施

(2) 成果物又は状況写真1式(実施状況など実績をまとめたもの)

(3) その他必要と思われる資料1式

(4) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月21日(金)のいずれか早い日までに「業務完了報告書」1部(様式任意、A4版・両面印刷)及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。

6 その他

(1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県観光部観光振興課と協議しながら進めるものとする。

(2) 委託期間内において、必要に応じて三重県観光部観光振興課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(4) 受託者が(3)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格

停止等の措置を講じます。

- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) 受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。
- (7) 本業務で得られた写真や画像等の利用に際しては、本県の承諾を得て行うものとする。